

# 令和5年度政策評価懇談会

開催：令和6年8月21日

公害等調整委員会事務局

令和6年8月21日、令和5年度政策評価懇談会を開催しました。政策評価懇談会とは、公害等調整委員会の政策評価について客観性・公正性を確保するとともに、評価結果を政策へ適切に反映させるため、当委員会の業務等について専門的知識を有する学識経験者、実践的知識を有する者等からの意見を聴取することを目的とするものです。

## ○ 委員長挨拶

政策評価懇談会において、冒頭、公害等調整委員会 永野委員長から御挨拶いたしました。

(以下、挨拶全文)

本日は大変お忙しい中、令和5年度政策評価懇談会に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

今回から新たに御参加いただく有識者の方も含め、皆様から、業務全般について有益な御意見を伺えますことに、心から感謝を申し上げます。

公調委、県公害審査会、市町村の公害苦情相談窓口からなる公害紛争処理制度が発足して半世紀余りが経過し、時代を反映して公害紛争の様相も大きく変化してきています。公害紛争処理制度の中核機関である公調委は、国民の紛争解決ニーズの変化に適切に対応するため、手続の運用や事務処理の全般的な見直しを進めることにより、迅速・適正な紛争解決を図るとともに利用者の利便性の向上を目指しているところです。具体的には、専門性を有する国の行政ADRとしての特色を活かして、早期に専門家の関与を得て事案の性質に応じた計画的な審理を行い、関係行政機関とも連携しながら、職権調停を活用して、将来に向けての紛争解決を図ることや規則を改正し広くWeb会議を用いるなど積極的にITの活用を進めているほか、利用者層を想定した広報活動にも工夫をしているところです。

裁判制度とは別に公害紛争に特化した行政ADRとして公害紛争処理制度が設けられている趣旨からは、制度を構成する各機関が連携して、それぞれの特色を活かした運用等を工夫することにより、解決が必要な事件が適切に吸い上げられ、相応しい場で解決される形で、制度全体としての解決力の総和を高めることが求められています。このような観点から、公調委自身の取組も含めて課題と方策を位置づけた「公害紛争処理制度

の全体構想」を目指すべき姿・ビジョンとして取りまとめ、全国の公害審査会等と問題意識の共有と実践に向けての議論を開始したところです。

もとより、このような改善・改革の取組は一朝一夕になるものではなく、試行錯誤を含む継続的な取組が必要となるものではあります。今後もこのような取組を続けることにより、政策評価の項目についても、改善の成果が徐々に顕れてくることを期待しているところであります。

本日は、令和5年度の当委員会の取組結果が議題となっております。

有識者の皆様には、率直で忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。私共の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

## 公害紛争処理制度の全体構想

### ◎公害紛争処理制度が目指す姿・ビジョン

- ・市区町村の公害苦情相談窓口、公害審査会及び公害等調整委員会からなる公害紛争処理制度全体としての解決力の総和を高めること。
- ・すなわち、公害紛争処理制度で解決されるべき紛争が未解決のまま放置されず、ふさわしい機関で処理されるようにすること。

### ◎課題への方策

- ①各機関が他の紛争解決機関との比較において、自らの強みと特色を意識した運用を工夫すること。
- ②各機関において利用者の利便性の向上を図る工夫をすること（特にITの活用）。
- ③各機関において適切な事件を汲み上げるとともに、自ら解決が困難な事案については適切な機関への申立てを誘導すること。
- ④利用者（申請者本人だけでなく相談先となる弁護士などを含む）への周知を高めること。

<掲載>機関誌「ちょうせい」第117号（令和6年5月）



永野委員長による挨拶

政策評価懇談会については、公害等調整委員会ホームページにおいて掲載しておりますので、併せて御覧ください。

掲載 URL は次のとおりです。

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/news/information/hyouka-top.htm>

